（別　紙）

大規模小売店舗立地法に係る計画書及び届出書の提出について

大規模小売店舗立地法に係る計画書及び届出書（以下「届出書等」という。）の提出について、令和6(2024)年1月以降は、電子データも併せて提出いただきますよう、お願いいたします。

なお、電子データの提出につきましては、以下の点に御注意願います。

１．電子データの提出について

⑴ファイル形式について

ＰＤＦでの提出をお願いいたします。

なお、登記簿謄本を除き、紙媒体の書類をＰＤＦデータに変換しての提出はお控えください。

⑵データファイルについて

以下の項目ごとに データファイルを分けて提出願います。

タイトルは以下の『』のとおりとし、修正等により再提出する場合は末尾に『\_v02』を追記してください。

A.店舗の概要に関する書類：『**店舗名称\_計画書・届出書\_010届出概要**』

関係各課等との協議結果（届出書のみ）：『**店舗名称\_届出書\_011協議結果**』

B.交通関係：『**店舗名称\_計画書・届出書\_020交通関係**』

C.騒音関係：『**店舗名称\_計画書・届出書\_030騒音関係**』

D.その他：『**店舗名称\_計画書・届出書\_040登記簿謄本等**』

⑶ファイルサイズについて

届出書等1件あたり、50メガバイト以内としてください。

⑷提出先について

小山市産業観光部商業観光課

メールアドレス：d-kankou\*city.oyama.tochigi.jp

**（注意）**\*を@に変換して送付ください

２．紙の提出部数について

計画書及び届出書の紙の提出部数は以下のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 条文  書類 | 第5条第1項 | 第6条第2項  附則第5条第1項 | 第6条第1項 | 第8条第7項  第9条第4項 | 第6条第5項  第11条第3項 |
| 計画書 | 4部 | 4部 | － | 4部 | － |
| 届出書 | 4部※ | 4部 | 2部 | 4部 | 電子データのみ |

※審議会案件の届出書は、追加で12部提出